

令和8年3月19日

行田市議会議長
福島 ともお 様

提 出 者

行田市議会議員	野 本 翔 平
行田市議会議員	木 村 博
行田市議会議員	斉 藤 博 美
行田市議会議員	小野寺 貴 男

議案の提出について

下記議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

記

件 名 行田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

理 由 行田市議会ハラスメント防止条例を新たに制定することに伴い、政治倫理基準の改正が必要であること及び審査請求があった場合の対応方法について変更を行うため、本条例の一部を改正するものである。

議第 3 号

行田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

行田市議会議員政治倫理条例（平成 22 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「かかわる」を「関わる」に改める。

第 3 条中「議員は」の次に「、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令、条例その他の社会規範のほか」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、ハラスメント（行田市議会ハラスメント防止条例（令和〇年条例第〇号）第 2 条に規定するハラスメントをいう。）に関しては、行田市議会ハラスメント防止条例の規定を遵守しなければならない。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条の見出しを「（審査の請求）」に改め、同条第 1 項中「行田市議会議長」を「その代表者（以下「議員による審査請求の代表者」という。）から行田市議会議長」に改め、同条第 2 項中「議長」を「その代表者（以下「市民による審査請求の代表者」という。）から議長」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 議長は、市民による審査請求の代表者から第 2 項の規定による審査請求があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書に署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。この場合において、選挙管理委員会は、確認の求めのあった署名の効力を確認し、その結果を議長に報告するものとする。

5 議長は、前項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第 2 項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、審査請求を却下するものとし、理由を付して、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

第 9 条を第 11 条とする。

第 8 条第 1 項中「被請求議員」を「審査対象議員」に改め、同条第 2 項中「審査請求者」を「議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者」に改め、同条第 3 項中「被請求議員」を「審査対象議員」に改め、同条を第 9 条とし、

同条の次に次の１条を加える。

（守秘義務）

第１０条 審査会の委員及び議会運営委員会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第７条第１項中「第５条に規定する審査請求の適否及び」を削り、同条第２項中「審査請求の対象とされた議員（以下「被請求議員」という。）」を「審査対象議員」に改め、同条第３項及び第４項中「被請求議員」を「審査対象議員」に改め、同条第５項中「審査請求をした者（以下「審査請求者」という。）」を「議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者」に改め、同条を第８条とする。

第６条第１項中「前条に規定する審査請求があったときは」を「前条に規定する審査の結果、審査請求を適当と認めたときは」に改め、同条第５項を削り、同条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（審査等の適否）

第６条 議長は、審査請求があったときは、当該審査請求の適否について議会運営委員会に諮るものとする。

２ 審査請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会に所属する議員のときは、その審査に加わることができない。

３ 議会運営委員会は、第１項の適否について審査を終えたときは、その結果を議長に報告するものとする。

４ 議長は、前項の結果を議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行し、同日以後に行われた第３条又は第４条の規定に違反する疑いのあるものについて適用する。

行田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(議員の責務) 第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に<u>関わる</u>権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。 2 (略) (政治倫理基準) 第3条 議員は、<u>議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令、条例その他の社会規範のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。この場合において、ハラスメント（行田市議会ハラスメント防止条例（令和〇年条例第〇号）第2条に規定するハラスメントをいう。）に関しては、行田市議会ハラスメント防止条例の規定を遵守しなければならない。</u> (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) <u>(審査の請求)</u> 第5条 議員は、議員が第3条又は前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、議員定数の8分の1以上の議員の連署をもって、<u>その代表者（以下「議</u>	(議員の責務) 第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に<u>かかわる</u>権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。 2 (略) (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 <u>(1) 市民全体の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に</u> <u>関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) <u>(議員及び市民の審査請求権)</u> 第5条 議員は、議員が第3条又は前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、議員定数の8分の1以上の議員の連署をもって、<u>行田市議会議長（以下</u>

改正後	改正前
<u>員による審査請求の代表者」という。）から行田市議会議長（以下「議長」という。）に対し審査を請求することができる。</u> 2 市民（地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者に限る。）は、議員が第3条又は前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、市民50人以上の連署をもって、<u>その代表者（以下「市民による審査請求の代表者」という。）から議長に対し審査を請求することができる。</u> 3 （略） 4 <u>議長は、市民による審査請求の代表者から第2項の規定による審査請求があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書に署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。この場合において、選挙管理委員会は、確認の求めのあった署名の効力を確認し、その結果を議長に報告するものとする。</u> 5 <u>議長は、前項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、審査請求を却下するものとし、理由を付して、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。</u> <u>（審査等の適否）</u> 第6条 <u>議長は、審査請求があったときは、当該審査請求の適否について議会運営委員会に諮るものとする。</u> 2 <u>審査請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会に所属する議員のときは、その審査に加わることができない。</u> 3 <u>議会運営委員会は、第1項の適否について審査を終えたときは、その結果を議長に報告するものとする。</u> 4 <u>議長は、前項の結果を議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者に通知するものとする。</u>	「議長」という。）に対し審査を請求することができる。 2 市民（地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者に限る。）は、議員が第3条又は前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、市民50人以上の連署をもって、<u>議長</u>に対し審査を請求することができる。 3 （略）

改正後	改正前
(審査会の設置等) <u>第7条</u> 議長は、<u>前条に規定する審査の結果、審査請求を適当と認めたときは</u>、速やかに行田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、請求された事項の審査を審査会に付託するものとする。 2～4 （略） (審査会の審査等) <u>第8条</u> 審査会は、議長から審査を付託されたときは、第3条又は第4条の規定に関する違反の存否について審査する。 2 審査会は、前項の審査を行うため、<u>審査対象議員及び関係人</u>に対し、事情聴取等必要な調査を行うことができる。 3 <u>審査対象議員</u>は、前項の規定により審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められたときは、それに従わなければならない。 4 審査会は、<u>審査対象議員</u>に対し審査会への出席を求め、又は文書を提出させることにより弁明の機会を与えなければならない。 5 審査会は、<u>議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者</u>から事情聴取等必要な調査を行うほか、市民その他の関係者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。 6・7 （略）	(審査会の設置等) <u>第6条</u> 議長は、<u>前条に規定する審査請求があつたときは</u>、速やかに行田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、請求された事項の審査を審査会に付託するものとする。 2～4 （略） <u>5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u> (審査会の審査等) <u>第7条</u> 審査会は、議長から審査を付託されたときは、<u>第5条に規定する審査請求の適否及び第3条又は第4条の規定に関する違反の存否について</u>審査する。 2 審査会は、前項の審査を行うため、<u>審査請求の対象とされた議員（以下「被請求議員」という。）</u>及び関係人に対し、事情聴取等必要な調査を行うことができる。 3 <u>被請求議員</u>は、前項の規定により審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められたときは、それに従わなければならない。 4 審査会は、<u>被請求議員</u>に対し審査会への出席を求め、又は文書を提出させることにより弁明の機会を与えなければならない。 5 審査会は、<u>審査請求をした者（以下「審査請求者」という。）</u>から事情聴取等必要な調査を行うほか、市民その他の関係者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。 6・7 （略）

改正後	改正前
(審査結果及び議員の措置) <u>第9条</u> 審査会は、前条第7項の規定により議長に審査結果を報告する場合において、<u>審査対象議員</u>が第3条又は第4条の規定に違反していると認めるときは、理由を付した文書をもって必要と認める勧告をすることができる。 2 議長は、前項の規定により審査結果の報告を受けたときは、速やかにその結果を<u>議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者</u>に通知するとともに、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。 3 <u>審査対象議員</u>は、審査結果により自己の行為が第3条又は第4条の規定に違反しているとされたときは、これを尊重し政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。 <u>(守秘義務)</u> <u>第10条</u> 審査会の委員及び議会運営委員会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (委任) <u>第11条</u> (略)	(審査結果及び議員の措置) <u>第8条</u> 審査会は、前条第7項の規定により議長に審査結果を報告する場合において、<u>被請求議員</u>が第3条又は第4条の規定に違反していると認めるときは、理由を付した文書をもって必要と認める勧告をすることができる。 2 議長は、前項の規定により審査結果の報告を受けたときは、速やかにその結果を<u>審査請求者</u>に通知するとともに、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。 3 <u>被請求議員</u>は、審査結果により自己の行為が第3条又は第4条の規定に違反しているとされたときは、これを尊重し政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。 (委任) <u>第9条</u> (略)